

シンポジウム

子どもの権利条約から、part.2

今、あるべき少年審判を考える

～ともに生きる社会をめざして～

この秋、国会では、あらたな少年法の「改正」案が審議されようとしています。

今回の「改正」案には、国費で弁護士付添人をつけることができる事件の拡大が掲げられる一方、検察官が少年審判に関与する事件の拡大や、少年に対する刑の引き上げも含まれており、「改正」によって少年事件の刑事裁判化、厳罰化がいっそう進むことになります。

今年6月、当会では、「子どもの権利条約から、今、あるべき少年審判を考える」と題するシンポジウムを開催しました。このシンポジウムでは、付添人の活動の基礎である子どもの権利条約の理念に立ち返り、市民の皆様とともに、あるべき少年審判とはどのようなものなのか、少年に付添人がつくことにどのような意義があるのか等について考えました。

このたび、その第2弾として、より深くこの問題を考える機会をもつべく、本シンポジウムを企画しました。

どうぞふるってご参加ください。

プログラム

基調講演

「付添人活動の実践から考える子どもの権利条約と少年法『改正』」

川村百合弁護士

トークセッション 「あるべき少年審判について考える」

少年の立ち直りという観点から見た少年審判／少年事件が刑事裁判化することの問題点／被害者と少年審判など

田口真義氏×坪井節子弁護士

川村百合：東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員。日弁連子どもの権利委員会前事務局長。重大少年事件の弁護人・付添人を数多く担当している。著書に『弁護人・付添人のための少年事件実務の手引き』（ぎょうせい）など。

田口真義：2010年に裁判員を経験した後、裁判員経験者の交流組織「Lay Judge Community Club～裁判員経験者によるコミュニティ～」(LJCC)を創設。身元引受人として、市民の立場から、元受刑者や少年院出院者の支援にも携わっている。

坪井節子：東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員。社会福祉法人力リヨン子どもセンター理事長。運営する子どものためのシェルターや自立援助ホームで、数多くの「非行」少年たちを受け入れている。

平成25年10月10日(木)
午後6時30分～午後9時00分
弁護士会館3階301大会議室

主催 東京弁護士会

お問い合わせ 東京弁護士会人権課 TEL 03-3581-2205

<http://www.toben.or.jp/kodomo/>

東京都千代田区霞が関1丁目1番3号
東京メトロ丸の内線「霞ヶ関駅」徒歩0分 B1出口

